

若者定住推進課からお知らせ ～移住・定住相談会など～

■移住・定住相談会開催

町では、自然環境豊かな町内で、町内外の方を対象に移住・定住相談会を実施します。

当日は、移住・定住に関する住宅の紹介をはじめ、町の福祉・教育施策などの紹介、町内の就労については、ハローワークや、法人・企業の担当者にも参加いただき就労相談にも応じます。

移住や定住を希望している方の相談に、ワンストップで応じます。

なお、個別に就職相談や住まいだけでも相談も可能ですので、興味のある方はぜひお越しください。

【日時】4月13日（土）午前10時～午後3時 【会場】文化会館 多目的ホール（1階）

この4月13日（土）からつぎの事業の募集を開始します。また、当日参加された方を対象に選考基準がある住宅については、ポイントを優遇します。なお、住宅について、すべての問い合わせは、4月13日（土）以降に受付します。

○相談会で募集を開始する住宅・参加する法人や企業など

移住・定住 (住宅)	① 町営若者住宅 (町が管理する低額の家賃設定の新築または既存の賃貸住宅)	募集戸数	9戸
	② 町営住宅 (町が管理する賃貸住宅)	募集戸数	1戸
	③ いなか暮らし支援住宅 (中山間地に位置する15年間の定住で無償譲与される土地付き住宅) * 1戸は移住体験住宅として募集	募集戸数	3戸
	④ 分譲地 (町が整備した宅地分譲)	募集区画	6区画
	⑤ 子育て応援住宅 (22年間の定住で無償譲与される新築賃貸住宅)	募集戸数	1戸
	⑥ 空家バンク・若者用空家バンク物件	募集物件	10戸
福祉	子育て支援事業などについて		
教育	学校教育などについて		
就労	ハローワーク、町内の福祉関係法人・鉱工業・その他の事業者多数		

*募集戸数などは変更する場合があります *住宅の入居募集の際、年齢・所得などの要件あり

■若者定住応援補助金の対象要件を拡充

町では次代を担う若者世代の定住を応援するため、町内に住宅を購入などされた方に補助金の交付（事業費の1/2・最大200万円）および資金借入に対する利子補給（借入利率の1/2・年額最大30万円・36か月）を行っています。今年度からさらなる定住対策を推進するため、対象となる事業費や申請回数の上限を、つぎのとおり拡充しました。

①補助金の対象となる事業費を、50万円以上から100万円以上に変更し対象要件を拡大

②補助金の交付を受けられる回数を、補助金の限度額に達しない場合は、1回限りから最初の補助金の交付から1年以内であれば回数制限を撤廃

■空家等活用促進事業交付金制度の拡充

町では空家の活用を促進し地域の元気づくりを推進するため、所有している空家などを町へ寄付、空家バンク・若者用空家バンクへの登録（売買、賃貸）により交付金を交付しています。

今年度から、建物を解体し土地を空家バンク・若者用空家バンクへ登録された場合も交付金の対象となり、また交付金額も拡充しました。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310